

新潟県条例第53号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(受講料) 第15条 短期課程の普通職業訓練（在職者を対象とするものに限る。）又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、 <u>5,700</u> 円以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。 2 (略)	(受講料) 第15条 短期課程の普通職業訓練（在職者を対象とするものに限る。）又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、 <u>4,700</u> 円以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。 2 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。